

住民監査請求に伴う陳述等の実施に係る取扱基準

(平成 29 年 3 月 21 日 監査委員協議会決定)

(目的)

第 1 この基準は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 6 項及び第 7 項の規定に基づく証拠の提出、陳述及び立会い並びに陳述の聴取の際の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 この基準において、次に掲げる用語の意義は次の各号のとおりとする。

- (1) 請求人 法第 242 条第 1 項の規定により、監査を求め必要な措置を講ずべきことを請求した住民をいう。
- (2) 陳述 法第 242 条第 6 項及び第 7 項の規定による陳述をいう。
- (3) 陳述人 前号に定める陳述を行う者をいう。
- (4) 陳述会場 第 2 号に定める陳述の聴取を行う場所をいう。
- (5) 関係職員等 法第 242 条第 7 項に規定する関係のある知事その他の執行機関若しくは職員をいう。
- (6) 立会人 法第 242 条第 7 項の規定により、監査委員が請求人又は関係職員等の陳述の聴取を行う場合に、それぞれ立ち会わせる者をいう。
- (7) 傍聴人 陳述会場において、陳述人、立会人以外の者で、陳述の聴取を傍聴する者をいう。

(証拠の提出)

第 3 証拠の提出は陳述の開始前までに行うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(陳述の聴取の公開)

第 4 陳述の聴取は公開とする。ただし、次に掲げる場合には、非公開とすることができる。

- (1) 請求人が公開されることを望まない場合
- (2) 関係職員等から事務の執行に支障が生じる旨の申し立てがあり、かつ、公開により当該事務の執行に具体的な支障が生じる恐れがあると認められる場合
- (3) 個人情報保護することが困難と認められる場合
- (4) 陳述の円滑な聴取に支障を来す恐れがあると認められる場合

(請求人の陳述)

第 5 監査委員は、住民監査請求の受理を決定したときは、遅滞なく請求人の陳述の期日、場所等を指定し、陳述の聴取を行う。

2 請求人の陳述に係る陳述人は、請求人又は請求人の委任を受けた代理人とする。

3 監査委員は、請求人が多数の場合又は法人等の場合には、請求人の意向を確認したうえで、陳述人を決定する。

4 陳述人が陳述開始の予定時刻を 20 分経過しても陳述会場に入室しなかった場合には、

陳述の機会を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

- 5 陳述は、職員措置請求書に記載された事項及び提出された証拠並びにそれらを補足する内容に限る。
- 6 陳述の時間は、40 分以内とする。当該時間を経過しても陳述が終了しない場合には、監査委員は、陳述の終了を促し、なお終了しないときは、陳述の聴取を打ち切ることができる。

(関係職員等の陳述)

- 第6 監査委員は、必要があると認めるときは、関係職員等の陳述の期日、場所等を指定し、陳述の聴取を行う。
 - 2 関係職員等の陳述に係る陳述人は、本庁にあつては課長、出先機関にあつては所属長、又はこれらの者と同等の職にあると監査委員が認める者とする。ただし、監査委員が必要と認めるときは、これらの者以外の者を陳述人とすることができる。
 - 3 監査委員は、関係職員等が多数の場合には、関係職員等の意向を確認したうえで、陳述人を決定する。
 - 4 関係職員等が陳述開始の予定時刻を20分経過しても陳述会場に入室しなかった場合には、監査委員は、改めて、関係職員等からの陳述の聴取について協議し決定する。ただし、やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。
 - 5 陳述の時間は、40分以内とする。当該時間を経過しても陳述が終了しない場合には、監査委員は、陳述の終了を促し、なお終了しないときは、陳述の聴取を打ち切ることができる。

(請求人及び関係職員等の立会い)

- 第7 監査委員は、必要があると認めるときは、請求人の陳述の聴取の際に、関係職員等を立ち合わせることができる。
 - 2 監査委員は、必要があると認めるときは、関係職員等の陳述の聴取の際に、請求人又は請求人の委任を受けた代理人を立ち合わせることができる。
 - 3 監査委員は、立会人が多数の場合には、立会人の人数を制限することができる。
 - 4 立会人は、監査委員の指示に従って立会いを行わなければならない。
 - 5 監査委員は、立会人に、陳述に対する意見を述べる機会を与えることができる。その場合、意見を述べる時間は5分以内とする。

(陳述の傍聴)

- 第8 傍聴人は、陳述の聴取が公開で実施される場合に、次により傍聴することができる。
 - (1) 傍聴人は、別に定める様式に氏名及び所属若しくは住所を記載する。
 - (2) 傍聴人は、陳述開始の予定時刻までに入室しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。
 - (3) 監査委員は、傍聴を希望する者が多数の場合には、傍聴人の人数を制限することができる。この場合、傍聴人は抽選により決定する。

(陳述人の遵守事項)

第9 陳述人は、陳述にあたり、監査委員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。

- (1) 撮影機器、録音機器等を持ち込まないこと。
- (2) 携帯電話等の通信機器類は電源を切ること。
- (3) 監査委員の許可なく傍聴人及び立会人と意見交換等をしないこと。
- (4) 陳述会場の秩序を乱し、又は円滑な陳述の聴取の妨げとなる行為をしないこと。

(立会人及び傍聴人の遵守事項)

第10 立会人及び傍聴人は、監査委員及び監査委員事務局職員の指示に従い、所定の場所で、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 撮影機器、録音機器等を持ち込まないこと。
- (2) プラカード、のぼり、旗、笛等を持ち込まないこと。
- (3) 凶器の類その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を持ち込まないこと。
- (4) はちまき、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン等を着用若しくは携行しないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器類は電源を切ること。
- (6) 飲食又は喫煙はしないこと。
- (7) 酒気を帯びていないこと。
- (8) 放歌、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- (9) 監査委員の許可なく陳述人、傍聴人及び立会人と意見交換等をしないこと。
- (10) 野次、拍手その他の方法により、陳述に対する賛否や意見の表明等をしないこと。
- (11) その他陳述会場の秩序を乱し、又は円滑な陳述の聴取の妨げとなる行為をしないこと。
- (12) 陳述の聴取の際に知り得た個人情報等の取扱については、十分に留意すること。

(報道機関による取材)

第11 報道機関は、陳述の聴取が公開で実施される場合に、所定の場所で、次により取材することができる。

- (1) 取材する者は、別に定める様式に氏名及び所属を記載する。
- (2) 監査委員は、取材する者が多数の場合には、取材の人数を制限することができる。
- (3) 取材にあたっては、監査委員及び監査委員事務局職員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。
 - ア テレビや写真等の撮影は、陳述の開始前に限ること。
 - イ 録音機器の使用は、監査委員の許可を得ること。
 - ウ 陳述の円滑な聴取の妨げとなる行為をしないこと。
 - エ 陳述の聴取の際に知り得た個人情報等の取扱については、十分に留意すること。

(違反に対する措置)

第12 陳述人がこの基準に違反したときは、監査委員はこれを制止し、その指示に従わない

ときは、陳述人の陳述の聴取を打ち切ることができる。

2 傍聴人又は立会人がこの基準に違反したときは、監査委員はこれを制止し、その指示に従わないときは、傍聴人又は立会人に退場を命じることができる。

(その他)

第 13 この基準に定めのない事項及びこの基準によることが適当でない場合の取扱については、監査委員が協議して決定する。

2 この基準の実施に関し必要な事項は、代表監査委員が別に定める。

附 則

この基準は、平成 29 年 3 月 21 日から施行する。